

消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関するQ&A

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式が開始されます。

この「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」は、事業者の皆様が、令和元年10月1日に実施された消費税の軽減税率制度への対応とともに適格請求書等保存方式への対応もご検討いただけるよう、適格請求書等保存方式について、わかりやすく解説したものです。

また、今後、寄せられた質問や頂いた疑問点を踏まえて、随時、追加や掲載内容の改訂を行っていく予定です。

平成30年6月
(令和4年11月改訂)
国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

凡例

○ 文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりです。

28年改正法…… 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）

改正令…… 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）

消法…… 28年改正法による改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）

新消法…… 28年改正法及び所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）
による改正後の消費税法

消令…… 改正令による改正前の消費税法施行令（昭和63年政令第360号）

新消令…… 改正令による改正後の消費税法施行令

新消規…… 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第18号）
による改正後の消費税法施行規則（昭和63年大蔵省令第53号）

電帳法…… 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関
する法律（平成10年法律第25号）

電帳規…… 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関
する法律施行規則（平成10年大蔵省令第43号）

基通…… 消費税法基本通達（平成7年12月25日付課消2-25ほか4課共同「消費
税法基本通達の制定について」通達の別冊）

軽減通達…… 消費税の軽減税率制度に関する取扱通達（平成28年4月12日付課軽2-
1ほか5課共同「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について」
通達の別冊）

インボイス通達…… 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通
達（平成30年6月6日付課軽2-8ほか5課共同「消費税の仕入税額控除
制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について」通達
の別冊）

《 目 次 》

I 適格請求書等保存方式の概要

(適格請求書等保存方式の概要)

- 問1 令和5年10月1日から開始される「適格請求書等保存方式」の概要を教えてください。
【令和4年4月改訂】 1

II 適格請求書発行事業者の登録制度

1 登録手続

(登録の手続)

- 問2 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。【令和4年4月改訂】
..... 4

(登録通知)

- 問3 適格請求書発行事業者の登録は、どのような方法で通知されますか。【令和3年7月追加】
【令和4年4月改訂】 6

(登録申請から登録通知までの期間)

- 問4 登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでにどの程度の期間がかかりますか。
【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】 6

(登録の効力)

- 問5 適格請求書発行事業者の登録の効力は、いつから発生するのですか。【令和3年7月改訂】
..... 7

(課税期間の中途での登録)

- 問6 課税事業者は、課税期間の途中であっても、適格請求書発行事業者の登録を受けることができますか。【令和3年7月追加】 7

(登録に係る経過措置)

- 問7 適格請求書等保存方式が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。【令和4年4月改訂】 8

(免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合)

- 問8 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合の取扱いについて教えてください。また、この場合、いつから課税事業者となりますか。【令和4年4月改訂】 9

(課税事業者として消費税の確定申告が必要となる期間 (個人事業者の場合))

問9 個人事業者が、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合における、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間(令和5年分)の消費税の申告について具体的に教えてください。【令和3年7月追加】 【令和4年4月改訂】 …… 9

(簡易課税制度を選択する場合の手続等)

問10 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者になるとのことですが、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができますか。【令和3年7月追加】 【令和4年4月改訂】 …………… 11

(登録の任意性)

問11 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。 …………… 12

(新たに設立された法人等の登録時期の特例)

問12 適格請求書等保存方式の開始後、新たに設立した法人が事業開始(設立)と同時に適格請求書発行事業者の登録を受けることはできますか。【令和4年11月改訂】 …………… 12

(登録の拒否)

問13 適格請求書発行事業者の登録を申請した場合に、登録を拒否される場合はありますか。【令和4年4月改訂】 …………… 14

(登録の取りやめ)

問14 当社は3月決算法人であり、令和5年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けていましたが、令和8年4月1日から適格請求書発行事業者の登録を取りやめたいと考えています。この場合、どのような手続が必要ですか。【令和3年7月改訂】 …………… 14

(事業の廃止や法人の合併による消滅があった場合の手続)

問15 事業の廃止や法人の合併による消滅があった場合の手続について教えてください。【令和3年7月追加】 【令和4年11月改訂】 …………… 16

(相続)

問16 適格請求書発行事業者の登録を受けていた親から相続を受け、事業を承継したのですが、適格請求書等保存方式において必要となる手続及び適格請求書発行事業者の登録の効力について教えてください。【令和3年7月追加】 …………… 17

(登録の取消し)

問17 適格請求書発行事業者の登録が取り消される場合はありますか。【令和4年4月改訂】 …………… 18

(適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合)

問18 当社は、適格請求書発行事業者の登録を受けています。翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下ですが、当社は、免税事業者となりますか。【令和4年4月改訂】
..... 18

(登録番号の構成)

問19 登録番号は、どのような構成ですか。【令和4年4月改訂】 19

2 公表等

(適格請求書発行事業者の情報の公表方法)

問20 適格請求書発行事業者の情報は、どのような方法で公表されますか。【令和4年4月改訂】
..... 20

(適格請求書発行事業者公表サイト)

問21 適格請求書発行事業者公表サイトでの適格請求書発行事業者の公表情報の確認方法について教えてください。【令和4年4月改訂】 21

(適格請求書発行事業者の公表情報の変更等)

問22 適格請求書発行事業者の公表情報に変更等があった場合の手続について教えてください。
【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】 21

Ⅲ 適格請求書発行事業者の義務等

1 総論

(適格請求書発行事業者の適格請求書の交付義務)

問23 適格請求書発行事業者は、どのような場合に適格請求書の交付義務が課されるのですか。
また、交付義務が課されない場合はあるのですか。【令和2年9月改訂】…………… 22

(適格簡易請求書の交付ができる事業)

問24 適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付できるのは、どのような場合ですか。【令和4年11月改訂】…………… 23

(適格請求書の様式)

問25 適格請求書の様式は、法令又は通達等で定められていますか。【令和4年4月改訂】…………… 24

(手書きの領収書)

問26 当店は、現在、顧客に手書きの領収書を交付しています。適格請求書等保存方式の開始後においても、その手書きの領収書を適格請求書として交付することはできますか。【令和4年4月改訂】…………… 24

(適格返還請求書の交付義務)

問27 返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格請求書発行事業者は、何か対応が必要ですか。【令和2年9月改訂】…………… 25

(適格請求書に係る電磁的記録による提供)

問28 当社は、請求書を取引先にインターネットを通じて電子データにより提供していますが、この請求書データを適格請求書とすることができますか。【令和3年7月改訂】…………… 25

(交付した適格請求書に誤りがあった場合の対応)

問29 交付した適格請求書の記載事項に誤りがあった場合、何か対応が必要ですか。【令和3年7月改訂】…………… 26

(修正した適格請求書の交付方法)

問30 交付した適格請求書等に誤りがあった場合に交付する修正した適格請求書等の交付方法について教えてください。【令和3年7月追加】…………… 27

(継続した取引における修正した適格請求書等の交付方法)

- 問31 当社は機械用部品の卸売業者です。販売先の小売業者に対しては、1月ごとに請求書を交付しており、単価や数量誤りなどにより当月の請求金額が変わる場合には、以下のとおり、継続的に翌月の請求書において前月の過少請求又は過大請求分を加減算し調整しています。
- 以下の請求書について登録番号等を追加することで適格請求書の記載事項を満たす場合において、現在と同様に当月分の請求書で前月分の過少請求等を調整する記載は認められますか。【令和4年11月追加】 …………… 28

(値増金に係る適格請求書の交付)

- 問32 当社の行う建設工事等について、その建設工事等の引渡しの日において当該建設工事等の請負代金に係る請求書を交付しています。一方、建設工事等の請負契約に伴い收受する値増金については、相手方との協議によりその収入すべきことが確定することから、当初交付した請求書とは別に値増金に係る請求書を交付しています。この場合、それぞれ交付している請求書を適格請求書とすることで問題ないですか。【令和4年11月追加】 …………… 30

(登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い)

- 問33 適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者に対しては、その旨が書面で通知されるそうですが、登録日から通知を受けるまでの間の取引については、既に請求書(区分記載請求書等の記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」を記載しており、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載はありません。)を交付しています。改めて、適格請求書の記載事項を満たした書類を交付しなければいけませんか。 …………… 31

2 交付義務の免除

(適格請求書の交付義務が免除される取引)

- 問34 適格請求書の交付が困難な取引として、交付義務が免除される取引にはどのようなものがありますか。【令和2年9月改訂】 …………… 32

(公共交通機関特例の対象)

- 問35 公共交通機関特例の対象となる公共交通機関の行う旅客の運送とは、具体的にはどのようなものですか。 …………… 32

(公共交通機関特例の3万円未満の判定単位)

- 問36 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、どのような単位で判定するのですか。 …………… 33

(特急料金・入場料金)

- 問37 特急列車に乗車するために支払う特急料金や駅構内に入場するために支払う入場料金は、公共交通機関特例の対象になりますか。 …………… 33

(卸売市場を通じた委託販売)

問 38 卸売市場を通じた生鮮食料品等の委託販売は、出荷者等の適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的には、どのような取引が対象となりますか。【令和2年9月改訂】
..... 33

(農協等を通じた委託販売)

問 39 農業協同組合等を通じた農林水産物の委託販売は、組合員等の適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的には、どのような取引が対象となりますか。 35

(自動販売機及び自動サービス機の範囲)

問 40 3万円未満の自動販売機や自動サービス機による商品の販売等は、適格請求書の交付義務が免除されるそうですが、具体的にはどのようなものが該当しますか。【令和4年11月改訂】 36

3 適格請求書の交付方法

(媒介者交付特例)

問 41 当社(委託者)は、取引先(受託者)に商品の販売を委託し、委託販売を行っています。これまで、販売した商品の納品書は取引先から購入者に交付していましたが、この納品書を適格請求書として交付することはできますか。なお、当社と取引先はいずれも適格請求書発行事業者です。【令和4年11月改訂】 37

(複数の委託者から委託を受けた場合の媒介者交付特例の適用)

問 42 当社(受託者)は、複数の取引先(委託者)から委託を受けて、受託販売を行っています。一の売上先に対して、複数の取引先の商品の販売を行うことがあり、その場合、媒介者交付特例により、当社が一括して適格請求書を交付することは可能でしょうか。【平成30年11月追加】【令和4年11月改訂】 40

(任意組合等に係る事業の適格請求書の交付)

問 43 当社は、取引先数社と任意組合であるJVを組成し、建設工事を行っています。このような任意組合により事業を行う場合、取引の相手方に対し、どのように適格請求書を交付すればよいですか。【令和3年7月改訂】 44

(適格請求書発行事業者とそれ以外の事業者の共有資産の譲渡等)

問 44 当社は、適格請求書発行事業者です。適格請求書発行事業者でない事業者と共有している建物を売却することになりましたが、適格請求書はどのように交付すればよいですか。
..... 44

4 適格請求書の記載事項

(適格請求書に記載が必要な事項)

問 45 当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。軽減税率制度の実施後、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次の請求書を取引先に交付しています。

今後、令和5年10月からの適格請求書等保存方式の開始を踏まえ、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

【令和4年4月改訂】 45

(屋号による記載)

問 46 現在、当社は、請求書を交付する際に記載する名称について、屋号を使用しています。

適格請求書に記載する名称も屋号で認められますか。 48

(記号、番号による適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号の記載)

問 47 現在、当社は、名称に代えて、取引先と共有する取引先コード（取引先コード表により当社の名称等の情報を共有しています。）を請求書に記載しています。

取引先コードの内容に登録番号を追加することにより、適格請求書の記載事項を満たすことになりますか。 48

(適格請求書に記載する消費税額等の端数処理)

問 48 適格請求書には、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となるそうですが、消費税額等を計算する際の1円未満の端数処理はどのように行えばよいですか。【令和3年7月改訂】 49

(適格簡易請求書の記載事項)

問 49 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。軽減税率制度の実施後、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次のレシートを取引先に交付しています。

小売業などは、適格請求書の交付に代えて、記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができるそうですが、その記載事項について教えてください。【令和4年4月改訂】 50

(税抜価額と税込価額が混在する場合)

問 50 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社のレジシステムで買い物客に発行するレシートは、一般の商品は、税抜価額を記載していますが、たばこなどの一部の商品が税込価額を記載しています。この場合、適格簡易請求書に記載する「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」は、どのように算出すればよいのですか。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】 53

(適格返還請求書の記載事項)

問 51 適格返還請求書の記載事項について教えてください。…………… 55

(売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日の記載)

問 52 適格返還請求書には、「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」を記載する必要があるとのことですが、日々、商品の返品が行われているため、個々の商品について正確な販売年月日を把握することが困難です。そのため、例えば、10月中に返品を受けた商品は、前月である9月中に販売したものの返品として処理している場合には「9月末日」を、同商品について最後に販売したものの返品として処理している場合には「最終販売年月日」を、それぞれ「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」として記載することも認められるのでしょうか。【令和元年7月追加】…………… 56

(適格請求書と適格返還請求書を一の書類で交付する場合)

問 53 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。

また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。適格請求書等保存方式においては、請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。【令和2年9月改訂】…………… 57

(販売奨励金等の請求書)

問 54 当社は、販売促進の目的で、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先(当社の売上先)に販売奨励金を支払うこととしています。販売奨励金の精算に当たっては、取引先から交付される奨励金請求書に基づき支払い、消費税については、売上げに係る対価の返還等として処理しています。この場合、適格請求書等保存方式においては、当社から取引先に対して、改めて、適格返還請求書を交付する必要がありますか。【平成30年11月追加】…………… 59

(適格請求書に係る電磁的記録の内容)

問 55 当社は、書類に代えて、インターネットを利用して電子メールで請求書に係る電磁的記録を提供しています。適格請求書に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供できるようですが、この電磁的記録には、どのような内容を記録する必要がありますか。…………… 60

(一定期間の取引をまとめた請求書の交付)

問 56 当社は、取引の都度、取引先に商品名を記載した納品書を交付するとともに、請求については1か月分をまとめて、請求書を交付しています。軽減税率制度の実施後、以下のように、請求書において、1か月分の取引に係る納品書番号を記載した上で、税率ごとの税込金額の合計額を記載しています。令和5年10月からは、請求書を適格請求書として交付しようと考えていますが、どのような対応が必要ですか。【令和2年9月改訂】…………… 61

(複数の取引をまとめた請求書の交付)

問57 当社は、複数の事業所がある顧客に対しては、その事業所ごとに契約を締結し取引を行っています。一方、請求書は、以下のように複数の契約をまとめて交付しています。

現在、契約ごとに消費税額等の端数処理を行い、ご請求金額欄における消費税額等はその端数処理をした消費税額等の合計額を記載していますが、令和5年10月から、この請求書に登録番号を追加すれば適格請求書の記載事項を満たすこととなりますか。【令和4年11月追加】 …………… 64

(複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理)

問58 当社は、商品の納品の都度、取引先に納品書を交付しており、そこには、当社の名称、商品名、納品書ごとの合計金額を記載しています。令和5年10月から、納品書に税率ごとに区分して合計した税込価額、適用税率と納品書ごとに計算した消費税額等の記載を追加するとともに、請求書に登録番号の記載を追加すれば、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなりますか。また、その場合、端数処理はどのように行えばよいでしょうか。【平成30年11月追加】【令和4年4月改訂】 …………… 66

(外貨建取引における適格請求書の記載事項)

問59 当社は、米ドル建てにより取引を行っており、当該取引に係る資産の譲渡等の対価の額については、法人税における処理と同様に取引を行った日の対顧客直物電信売相場 (TTS) と対顧客直物電信買相場 (TTB) の仲値 (TTM) により円換算を行っています。このような外貨建取引に係る適格請求書は、どのように記載すればよいですか。【令和4年4月追加】【令和4年11月改訂】 …………… 67

(一括値引きがある場合の適格簡易請求書の記載)

問60 当社は、小売業 (スーパーマーケット) を営む事業者です。当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額 (税込み) から1,000円の値引きができる割引券を発行しています。令和5年10月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。【平成30年11月追加】 …………… 70

(端数値引きがある場合の適格請求書の記載)

問61 当社は、事業者に対して食料品などの卸売を行っています。取引先に対する請求に際して、当該請求金額の合計額の端数を値引きすることがあるのですが (いわゆる「出精値引き」)、適格請求書等保存方式においては、請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。【令和4年4月追加】 …………… 72

(物品切手等を値引販売した場合の適格請求書の記載事項)

問62 当社で主催する演劇の入場券について、一定の販売方法においては、券面金額から一定金額を値引きして販売しています。例えば、12,000円の入場券について、1,000円引きの11,000円で販売しています。このような場合において、当該入場券と引換えに行う演劇に係る適格請求書(又は適格簡易請求書)の記載事項はどのようになりますか。【令和4年11月追加】
..... 75

(書面と電磁的記録による適格請求書の交付)

問63 当社は、EDI取引を行っており、受発注や納品などの日々の取引については、取引先と電磁的記録を交換することにより行っています。ただし、請求書については、月まとめで、書面により取引先に交付しています。
請求書を適格請求書とするために、請求書には、以下のように登録番号等の記載を行い、日々の取引の明細については、電磁的記録である請求明細(税率ごとに分けて作成します。)を参照しようと考えています。
このような場合であっても、適格請求書を交付したことになりますか。 76

(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問64 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。軽減税率制度の実施後、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次の請求書を取引先に交付しています。
当社が交付する請求書を適格請求書とするためには、記載内容にどのような変更が必要でしょうか。【平成30年11月追加】【令和2年9月改訂】 78

(任意組合が交付する適格請求書の記載事項)

問65 民法上の任意組合(組合員の全てが適格請求書発行事業者であり、その旨の届出書を所轄税務署長に提出しています。)の事業として行った取引について、適格請求書を交付する場合、適格請求書には、組合員全ての「氏名又は名称及び登録番号」を記載する必要がありますか。 79

(令和5年9月30日以前の請求書への登録番号の記載)

問66 当社は、令和3年10月に登録申請書を提出し、適格請求書等保存方式が開始される前(令和5年9月30日以前)に登録番号が通知されました。
令和5年9月30日以前に交付する区分記載請求書等に登録番号を記載しても問題ないですか。【令和4年4月改訂】 80

(登録日である令和5年10月1日をまたぐ請求書の記載事項)

問67 当社は、令和5年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受ける予定です。当社は、売上げの請求書について、毎月15日締めとしています。適格請求書等保存方式が開始する令和5年10月1日をまたぐ令和5年9月16日から10月15日までの期間に係る請求書の記載についてどのような対応が必要ですか。【令和4年4月追加】 81

5 適格請求書等の写しの保存

(適格請求書等の写しの範囲)

問 68 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しの保存が義務付けられるとのことですが、「交付した適格請求書の写し」とは、交付した書類を複写したものでなければならないのですか。【令和元年7月追加】…………… 83

(適格請求書の写しの保存期間等)

問 69 交付した適格請求書の写しや提供した適格請求書に係る電磁的記録については、何年間保存が必要ですか。…………… 83

(適格請求書の写しの電磁的記録による保存)

問 70 当社は、自己の業務システムで作成した適格請求書を出力し、書面で交付しています。適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません。書面で交付した適格請求書の写しとして、当該システムで作成したデータを保存することも認められますか。【令和4年11月改訂】…………… 84

(適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法)

問 71 当社は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供しています。提供した電磁的記録については、保存しなければならないとのことですが、どのような方法で保存すればよいのですか。【令和3年7月改訂】…………… 85

(提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存方法)

問 72 当社は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供しています。提供した電磁的記録については、電帳法に準じた方法により保存することとされていますが、当該電磁的記録が XML 形式等の取引情報に関する文字の羅列である場合、電帳法における保存要件の一つである「整然とした形式及び明瞭な状態」での画面及び書面への出力は、どの程度の表示が求められるのでしょうか。例えば、適格請求書の記載事項を示す文言(例えば、「取引年月日」という文言)も必要となるのでしょうか。【令和4年11月追加】…………… 86

(提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存形式)

問 73 当社は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録(PDF形式)を提供しています。提供した電磁的記録については、電帳法に準じた方法により保存することとされていますが、保存する電磁的記録は、相手方に提供した PDF 形式のものではなく、この PDF 形式を作成するための基となった XML 形式の電磁的記録でも認められますか。【令和4年11月追加】…………… 88

IV 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件

1 総論

(仕入税額控除の要件)

問 74 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件を教えてください。【令和4年4月改訂】 …………… 89

2 請求書等の保存

(提供された適格請求書に係る電磁的記録の書面による保存)

問 75 当社は、取引先から請求書を電子データにより提供を受けました。これを出力して保存することで、仕入税額控除の要件を満たしますか。

なお、提供を受けた請求書データは、適格請求書の記載事項を満たしています。【令和4年11月改訂】 …………… 91

(仕入明細書の相手方への確認)

問 76 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。適格請求書等保存方式の下でも仕入明細書を保存することによって、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすそうですが、相手方への確認は、どのように行えばよいですか。【令和2年9月改訂】 …………… 92

(仕入明細書等の記載事項)

問 77 当店は、食料品及び日用雑貨の小売を行っています。軽減税率制度の実施後、仕入先への代金の支払に当たり、以下のような仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

令和5年10月1日からは、適格請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすためには、仕入明細書について、どのような対応が必要ですか。【令和4年4月改訂】 …………… 94

(書面と電磁的記録を合わせた仕入明細書)

問 78 当社は、EDI取引を行っており、取引先と電磁的記録を交換することにより、日々の受発注などを行っています。また、決済に当たっては、取引先から請求書が交付されず、当社から取引先に、月まとめて支払通知書を書面で交付しています(いわゆる請求レス取引)。

支払通知書には相手方の登録番号等の記載を行いますが、日々の取引の明細については、取引先から提供される電磁的記録である取引明細(税率ごとに分けて作成されています。)を参照しようと考えています。

このような場合、相手方の確認を受けた上で、書面の支払通知書と取引明細の電磁的記録を合わせて保存することで、仕入税額控除の要件である仕入明細書の保存があることとなりますか。【令和2年9月改訂】 …………… 96

(仕入明細書に記載する課税仕入れに係る支払対価の額)

問 79 適格請求書等保存方式の下では、記載事項を満たす仕入明細書には、「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」と「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要とありますが、税抜きの仕入金額と消費税額等を記載することで、必要な記載事項を満たすことになりますか。【平成 30 年 11 月追加】 97

(仕入明細書において対価の返還等について記載した場合)

問 80 当社は、食品及び日用雑貨の販売を行う事業者です。当社の商品販売売上げに関しては、請求書の交付をすることなく、相手方から交付される次の支払通知書に基づき支払を受けています。また、返品があった場合には、支払通知書にその内容等が記載されていますが、こうした場合であっても、適格請求書等保存方式においては、改めて、適格返還請求書を交付する必要がありますか。

なお、相手方は、仕入税額控除の適用を受けるために、支払通知書を保存しています。【平成 30 年 11 月追加】【令和 4 年 4 月改訂】 98

(適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付する場合)

問 81 当社は、現在、自ら作成した仕入明細書を相手方の確認を受けた上で請求書等として保存しています。仕入明細書には、当社が行った商品の配送について、配送料として記載し、仕入金額から控除しており、これは、当社の売上げとして計上しています。この場合、仕入明細書とは別にその配送料に係る適格請求書を相手方に交付しなければならないのでしょうか。【平成 30 年 11 月追加】【令和 2 年 9 月改訂】 101

(交付を受けた適格請求書に誤りがあった場合の対応)

問 82 記載事項に誤りがある適格請求書の交付を受けた事業者が、その課税仕入れについて仕入税額控除の適用に係る請求書等の保存要件を満たすために必要となる対応について教えてください。【令和 3 年 7 月追加】 103

(任意組合の構成員が保存しなければならない請求書等)

問 83 当社は、取引先数社と任意組合を組成し、イベントを行っています。現行、仕入先から交付される請求書等は、幹事会社が保管し、当社を含めた構成員は、幹事会社から精算書の交付を受けています。

適格請求書等保存方式においては、構成員である当社も仕入先から適格請求書の交付を受け、保存する必要がありますか。 104

(立替金)

問 84 当社は、取引先のB社に経費を立て替えてもらう場合があります。この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替払をしたB社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。【令和 4 年 11 月改訂】 105

(口座振替・口座振込による家賃の支払)

問 85 当社は、事務所を賃借しており、口座振替により家賃を支払っています。不動産賃貸契約書は作成していますが、請求書や領収書の交付は受けておらず、家賃の支払の記録としては、銀行の通帳に口座振替の記録が残るだけです。このような契約書の締結後に口座振替等により代金を支払い、請求書や領収書の交付を受けない取引の場合、請求書等の保存要件を満たすためにはどうすればよいですか。【令和4年4月改訂】 …………… 107

(見積額が記載された適格請求書の保存等)

問 86 当社では、水道光熱費など検針等に一定期間を要し、課税仕入れを行った課税期間の末日までに支払対価の額が確定しない課税仕入れについては、対価の額を見積もることにより仕入税額控除を行っています。適格請求書等保存方式において、このような見積額による仕入税額控除の取扱いはどのようになりますか。【令和元年7月追加】【令和4年11月改訂】 …………… 108

(出来高検収書の保存による仕入税額控除)

問87 当社は、請け負った建設工事について、当該建設工事の一部を他の事業者（以下「下請業者」といいます。）に請け負わせています。下請業者に対しては、下請業者が行った工事の出来高について検収を行い、当該検収の内容及び出来高に応じた金額を記載した書類（以下「出来高検収書」といいます。）を作成し、それに基づき請負金額を支払っています。

現在、当該出来高検収書については、下請業者に記載事項の確認を受けており、これを保存することにより仕入税額控除を行っています。適格請求書等保存方式において、このような出来高検収書により仕入税額控除の適用を受けることは可能でしょうか。【令和4年11月追加】 …………… 109

(短期前払費用)

問 88 当社は、法人税基本通達2-2-14の取扱いの適用を受けている前払費用について、その支出した日の属する課税期間の課税仕入れとしています。

また、当該前払費用は相手方から交付を受けた請求書等に基づき支払っています。

適格請求書等保存方式において、相手方から交付を受ける請求書等が適格請求書の記載事項を満たすものであった場合、引き続き、当該前払費用について、支出した日の属する課税期間の課税仕入れとして仕入税額控除の適用を受けることができますか。【令和4年11月追加】 …………… 110

(郵便切手類又は物品切手等により課税仕入れを行った場合における課税仕入れの時期)

問 89 当社は、購入した郵便切手類又は物品切手等のうち、自社で引換給付を受けるものについては、継続的に郵便切手類又は物品切手等を購入した時に課税仕入れを計上しています。

適格請求書等保存方式において、引き続き、郵便切手類又は物品切手等を購入した時に課税仕入れを計上しているものについて仕入税額控除の適用を受けることができますか。【令和4年11月追加】 …………… 111

(物品切手等により課税仕入れを行った場合における課税仕入れに係る支払対価の額)

問 90 当社は、購入した物品切手等により引換給付を受けた場合、当該物品切手等の購入金額を課税仕入れに係る支払対価の額としています。

適格請求書等保存方式においては、物品切手等により引換給付を受ける場合であっても、原則として、適格請求書等の保存が必要とのことですが、引き続き、物品切手等の購入金額を基礎として仕入税額控除の適用を受けることになりますか。【令和4年11月追加】・112

(提供を受けた適格請求書に係る電磁的記録の保存方法)

問 91 当社は、取引先から、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録の提供を受けています。仕入税額控除の要件を満たすためには、電磁的記録をどのような方法で保存すればよいですか。【令和3年7月改訂】…………… 112

3 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合)

問 92 適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件ですが、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の要件を満たすのは、どのような場合ですか。…………… 114

(公共交通機関による旅客の運送)

問 93 取引先への移動に際し、券売機で乗車券を購入し、公共交通機関である鉄道を利用した場合に、仕入税額控除の要件として請求書等の保存は必要ですか。…………… 114

(古物商等の古物の買取り等)

問 94 当社は、中古車販売業(古物商)を営んでおり、事業者及び消費者から中古車の仕入れを行っています。

適格請求書等保存方式の下では、消費者からの仕入れは、仕入税額控除を行うことはできないのですか。…………… 115

(出張旅費、宿泊費、日当等)

問 95 社員に支給する国内の出張旅費、宿泊費、日当等については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか。…………… 117

(通勤手当)

問 96 社員に支給する通勤手当については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか。…………… 117

4 帳簿の保存

(適格請求書等保存方式における帳簿に記載が必要な事項)

- 問 97 令和5年10月1日から、仕入税額控除の方式は、「適格請求書等保存方式」となりますが、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿の記載事項について教えてください。【令和4年4月改訂】 …………… 118

(帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項)

- 問 98 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送などは、請求書等の保存が不要で、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができるそうですが、この場合の帳簿への記載事項について教えてください。【令和4年11月改訂】 …………… 119

5 経過措置

(免税事業者からの仕入れに係る経過措置)

- 問 99 適格請求書等保存方式の開始後一定期間は、免税事業者からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置があるそうですが、この場合の仕入税額控除の要件について教えてください。【令和4年4月改訂】 …………… 121

V 適格請求書等保存方式の下での税額計算

(適格請求書等保存方式の下での税額計算の概要)

- 問100 適格請求書等保存方式における税額計算の方法について教えてください。【令和4年11月改訂】 …………… 123

(売上税額の計算方法)

- 問101 適格請求書等保存方式における売上税額の計算方法について教えてください。 …… 125

(売上税額の積上げ計算における適格請求書の交付の範囲)

- 問102 当社はスーパーマーケットを営業しています。交付した適格請求書及び適格簡易請求書の写しを保存している場合には、売上税額の積上げ計算をすることができるのですが、例えば、商品販売時に顧客に対して適格簡易請求書であるレシートを交付しようとしたところ、顧客がこれを受け取らなかった場合などは、交付がないとして売上税額の積上げ計算はできないのですか。【令和元年7月追加】 …………… 125

(仕入明細書を受領した場合における売上税額の積上げ計算)

問103 当社は売上税額の積上げ計算を行うため、適格請求書を交付して、その写しを保存することとしています。しかし、取引先の中には、仕入明細書により支払が行われ、当社が作成した適格請求書を受けとってもらえない取引先もあります。

そういった取引先に対する売上げについては、売上税額の積上げ計算を行うために必要な「交付した適格請求書の写し」の保存を行うことができません。このような場合、当該取引先に対する売上げに係る売上税額の積上げ計算を行うことはできないのでしょうか。

なお、確認をするために取引先から受領した仕入明細書については、当社でも保存しています。【令和4年4月追加】 126

(媒介者交付特例における精算書による売上税額の積上げ計算)

問104 当社は、委託先に商品の販売を委託しており、毎月、販売に係る精算書を受領しています。

その精算書には、適格請求書の記載事項が全て記載されているのですが、これを基に売上税額の積上げ計算をしてもいいのですか。【令和3年7月追加】 127

(委託販売等の手数料に係る委託者の売上税額の計算)

問105 当社は、委託販売等に係る資産の譲渡等を行った場合の売上税額の計算について、資産の譲渡等の金額から、受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額としていますが、適格請求書等保存方式の開始後の取扱いについて教えてください。なお、当社が行う委託販売等は軽減税率の適用対象ではありません。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】 128

(委託販売等の手数料に係る受託者の売上税額等の計算)

問106 当社は、委託販売等に係る資産の譲渡等について受託し、その手数料を受け取っており、売上税額の計算について、委託された商品の譲渡等に伴い收受した又は收受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額としていますが、適格請求書等保存方式の開始後の取扱いについて教えてください。なお、当社が委託された商品の販売は軽減税率の適用対象ではありません。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】 128

(課税期間をまたぐ適格請求書による売上税額の計算)

問107 当社は、3月決算の法人で、売上げの請求書については、毎月20日締めとしています。3月21日から4月20日までの期間に係る適格請求書には、同期間に係る消費税額を記載しているのですが、これを基に売上税額について、積上げ計算することができますか。【令和3年7月追加】【令和4年11月改訂】 129

(仕入税額の計算方法)

問108 適格請求書等保存方式における仕入税額の計算方法について教えてください。【令和4年11月改訂】 130

(外貨建取引における仕入税額の計算方法)

問109 当社は、一部の取引について米ドル建てにより仕入れを行っており、当該取引に係る法人税の処理については、取引を行った日の対顧客直物電信売相場（TTS）と対顧客直物電信買相場（TTB）の仲値（TTM）により円換算を行っており、消費税の処理についても同様としております。

このような場合に、適格請求書等保存方式における仕入税額の計算方法は、どのようになりますか。【令和4年11月追加】 …………… 131

(適格請求書などの請求書等に記載された消費税額による仕入税額の積上げ計算)

問110 仕入税額の計算について、適格請求書に記載のある消費税額等に基づいて積上げ計算する場合、消費税額等の記載がない適格簡易請求書の交付を受けたときは、どのように計算すればよいですか。 …………… 133

(課税期間をまたぐ適格請求書による仕入税額の計算)

問111 当社は、3月決算の法人です。取引先から、3月21日から4月20日までの期間をまとめた消費税額が記載されている適格請求書の交付を受けたのですが、これを基に仕入税額について積上げ計算することができますか。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】 … 134

(免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置を適用する場合の税額計算)

問112 適格請求書等保存方式開始後6年間は、免税事業者からの課税仕入れについても一定割合の仕入税額控除の適用を受けられるとのことですが、その場合の仕入税額控除の具体的な計算方法を教えてください。【令和4年4月追加】 …………… 135